

越中国雄山神の神階奉授  
——立山開山の時期に関連して——

木本秀樹\*

はじめに

平安前期にみえる諸国諸神の神階奉授に関する記事は、史料の僅少な同時期の地域史研究にとって必要欠くべからざるものである。特に、いわゆる律令制展開期から変質期を迎える地方政治の動向は複雑であり、各地域におけるさまざまな葛藤が、こうした神階奉授に如実に反映していると考えられるからである。

これまで越中国においては、高瀬神・二上神が砺波・射水両郡の有力神として論じられることが多かったが、その他の諸神については、さまざまな事象とともに触れられることはあっても、ほとんど個別的に取り扱われていないのが現状である<sup>1)</sup>。またこの時期における越中国の神階奉授の歴史的背景については、米沢康氏の研究がほとんど唯一のものであって、他に追従するものがないのが実情である<sup>2)</sup>。

そこで本稿では、9世紀中期から10世紀初期にみえる越中国雄山神及び新川郡のその他の諸神の神階奉授記事を通して、新川郡の政治的動向の一端を探ることとした<sup>3)</sup>。またこうした作業を経ることはとりもなおさず、雄山神社の祭神のひとつとされる雄山神と立山との関わりが、如何なるものであったのかを考えさせる一助ともなるものでもある<sup>4)</sup>。

そして、現在考えられている立山開山と諸国の神階奉授の頻出する時期とがほぼ符合することの背景にこそ、越中国における歴史的転換期としての諸相をかいまみることができると想定されるからである<sup>5)</sup>。

こうしたことを踏まえて、以下、論を進めていくこととしたい。

1

本論の対象とする雄山神は、新川郡に属する。一般的に神階奉授の背景には、単に当該神に対する叙位のみにとどまらず、朝廷からの祈雨・祈晴や特殊な祈願奉養、ま

---

\* 富山県 [立山博物館]

た全国一斉の昇叙などさまざまな理由があった<sup>6)</sup>。

一方、こうした進階も時には、国司や有力氏族による奏請が必要であったものと思われ、そうした背景に当該神を支持・奉斎する在地勢力間の政治バランスや葛藤をかいまみることができるものでもあろう<sup>7)</sup>。

その意味において、当時の神階奉授を考える上で、諸神がどの行政区域にあるかを念頭に置くことは、極めて重要である。そこで本節では、越中国制上における新川郡の位置付けについて概観していくこととしたい。

まず、『続日本紀』大宝2年3月甲申条によれば、

分越中国四郡、属越後国、

とあって、この記事の解釈がそれまで越中国が8郡で構成されていたものの、4郡を越後国に分割させ、支配の徹底を図ったとすることで、諸説ほぼ一致している。またこの4郡を頸城・魚沼・古志・蒲原各郡に比定し、こののちいくたびかの変遷を経ながらも越中国は、砺波・射水・婦負・新川4郡による領域をベースとして支配が行われていったことでも、大方の支持を得るに至っている<sup>8)</sup>。

以上のように考えると、大宝2年以前の越中国は、新潟県阿賀野川以西の地域を含む広大なものであったことが窺えるのである<sup>9)</sup>。ともすると新川郡を越中国の東部に位置するという感覚でのみ捉えがちであるが、大宝令成立以前の越中国にあって、後の新川郡の領域は、まさに地理的にも越中国の中央部に位置していたということがいえるのである<sup>10)</sup>。また『延喜式』卷二十二 民部上には、次のように規定されている。

北陸道

若狭国 中管 (略)

右為近国、

越前国 大管 (略)

加賀国 上管 (略)

能登国 中管 (略)

越中国 上管 砺波、射水、  
婦負、新川、

右为中国、

越後国 上管 頸城、古志、三嶋、魚沼、  
蒲原、沼垂、石船、

佐渡国 中管 (略)

右為遠国、

この中で、北陸道における遠近を定めた中に、越中国までを中国とし、それ以降の国を遠国としている。この時点で、越中・越後両国境と考えられる現在の親不知付近の難所は、都から見て遠近法の分岐点にあったといえる。

またこの内容は、賦役令集解調庸物条所引古記説の問答に引く「民部省式」においても同様の遠近法を定め、越中国を中国、越後国を遠国として『延喜式』と同様に規定されており<sup>11)</sup>、奈良時代以降、暫時諸国の統廃合が行われていったものの、大宝2年3月以降における越中・越後両国の境界をもって中・遠国に分けようとする考え方は、『延喜式』制定の時点まで、ほとんど変わらなかったと想定されるのである。

また、新川郡が砺波・射水両郡に比して、相対的に「遅れた地域」という概念でのみ捉えようとする見解も窺われる。たとえば、越中守大伴宿祢家持の「立山賦」<sup>12)</sup>の中で「(略)すめ神の 領き坐す 新川の その立山に(略)」とあるように、立山を有する新川郡に対し、この和歌をもってしてとかく「異郷の地」といった観念を抱かせようとする見解も少なくない<sup>13)</sup>。

このことを考える上で家持による国守巡行のあり方は、きわめて重要であると考えられる。つまり、この長歌は天平19年4月27日に詠われたものであるが、前日の26日には大伴宿祢池主及び自身の館において宴会を催し、翌28日に家持の「立山賦」に和して池主が詠んでいることから、この時点で家持が新川郡に入って詠んだとは考えられないからである。

管見の限りで家持が新川郡に入ったことが確認できるのは、天平20年春の巡行のおりでしかない<sup>14)</sup>。もとより家持が越中国赴任以降、天平19年4月までの時点で新川郡に行かなかったことを立証することは困難であるが、同歌にあるような地理観、神仙観を踏まえて立山を詠むことができたのは、こうした観念が家持赴任の時点ですでに過去のものであり、かなり伝説化していたものと考えられるのではなかろうか。

それゆえに、この詠歌の存在をもって8世紀における新川郡の性格が他の郡よりも、「神秘性」を帯びていたとか、生産における「後進性」を有していたとする見解は、論外ではなかろうか。確かに、一国内にあつて各郡間の生産性による格差が存在したであろうことは、疑いを入れない。しかし、そのことが他郡に比して隔絶したかのような「新川郡」観を持たせることは、律令制度とは何かという根本的なことに疑念を抱かせざるを得ないものにほかならないと思われる。

以上のように考えて、本論の主題である神階奉授——各郡間の神階の昇叙や新川郡内における神階のあり方について論を進めていくこととしたい。

本節では、新川郡の諸神の神階を中心に取り上げ、その中における雄山神の位置付けについて考えることとする(図1参照)。

まず雄山神の名称について、考えていきたい。それは、たびたび史上に散見する「雄神」が「山」の欠字となった「雄山神」と同一のものとする見解があることである<sup>15)</sup>。しかし、雄山神は寛平元年8月22日に正五位上から従四位下に昇叙されたものの<sup>16)</sup>、雄神はこれ以前の貞観12年5月29日に正五位上から従四位下に叙せられており<sup>17)</sup>、明らかに別神である。

また天平宝字三年「砺波郡石粟村官施入田地図」<sup>18)</sup>に「男神二段」、神護景雲元年「砺波郡井山村墨田地図」<sup>19)</sup>に「雄神分四段」とあって、この神が砺波郡の式内雄神神社の祭神であると想定すると、雄神が名実ともに男神と認識されていたことも十分考えられる<sup>20)</sup>。

さらに、「立山開山縁起」に「小山大明神」<sup>21)</sup>とでてくことや白山の祭神が比売神(女神)であることから<sup>22)</sup>、雄山を「男山」に想定することも窺われる。また「山」そのものの敬称として、「お山」(御山)とよんだ事例<sup>23)</sup>のあることから考えて、雄山は「お山」のことを指すとする見解もある<sup>24)</sup>。一方、寛平元年12月25日には、「遠江国従四位上雄神」の存在が知られることも重要である<sup>25)</sup>。つまり、この時期における同名の神々の存在は、全国でもいくつか見受けられるが、「雄」の語義を前述のように考えると、雄神の存在はいわば自然発生的なものとして捉えることも可能であろう。

また『万葉集』にも「雄神川」が詠まれ、地理的にみて砺波郡雄神神社との関連が窺われるが<sup>26)</sup>、ただ高瀬神や鷺坂神のように神名を神社名に置き換えたとき、「高瀬神社」、「鷺坂神社」となるのに対し、雄神の場合には「雄神社」とならず、「雄神神社」となることには一考を要しよう。

以上のことを踏まえて、雄山神についての考察を進めていくこととする。まず、『延喜式』卷十 神祇十 神名帳下によれば、新川郡の式内社を次のように規定している。

越中国卅四座<sup>大一座  
小卅三座</sup>

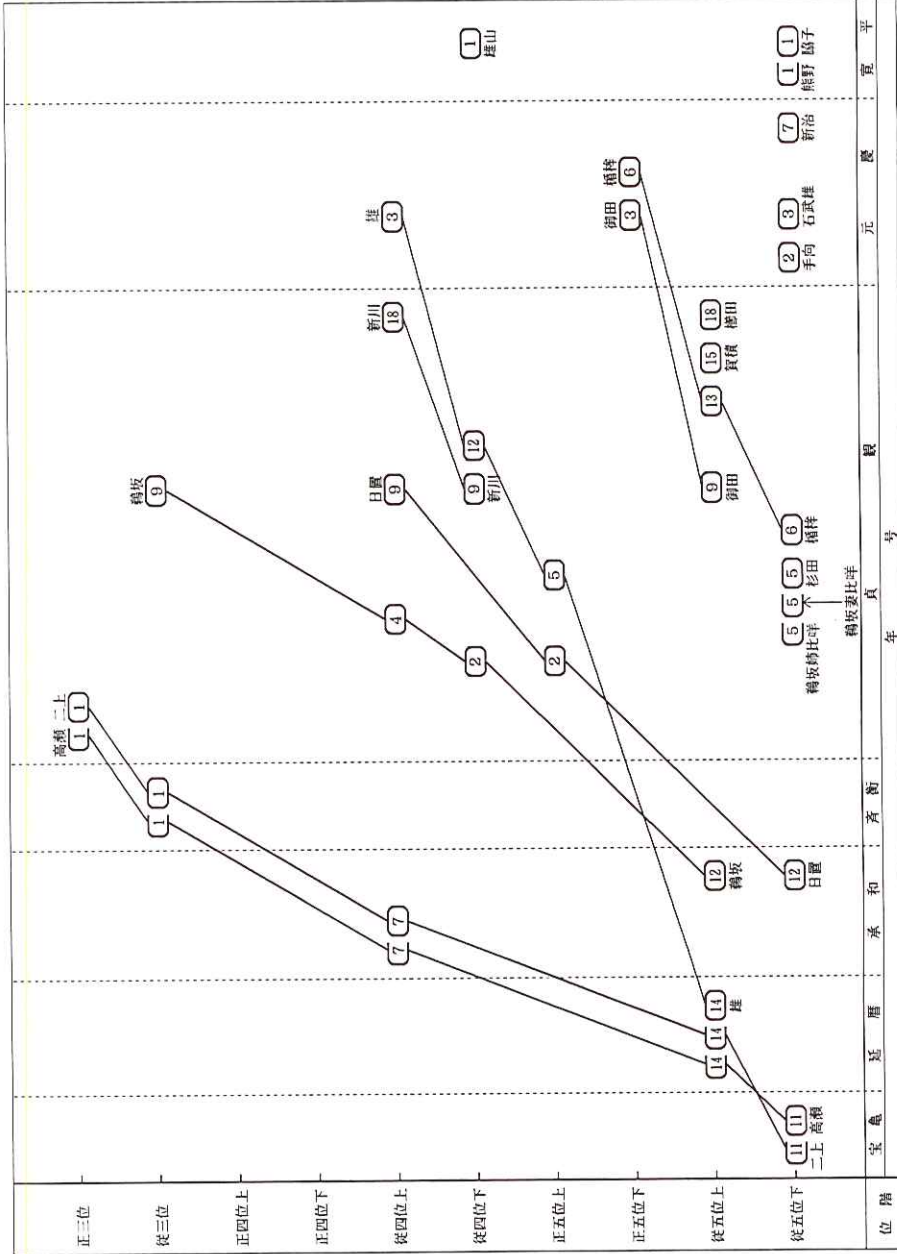
(略)

新川郡七座<sup>兼</sup>

神度神社

建石勝神社





41 図1 8・9世紀の越中国における神階奉授 \* □の数字は、叙位の年次を表す。\* 神階は年次及び史料の記載順に記した。

櫛原神社	八心大市比古神社
日置神社	布勢神社
雄山神社	

(略)

『延喜式』の成立は延長5年であるが、その記載内容を考察していくと、8世紀から9世紀前期の実態をかなり含んでいるとすることで大方の見解は一致している。たとえば全国から出土する奈良時代の木簡の事例から、「民部式」・「主計式」に規定された諸国の負担量と木簡にみえる数値とが、完全に一致するものが少なくなく、その運用面における実態も同様であったと首肯される点にみられるからである。

そこでこうしたことを前提に、式内社の規定について考えると、全国における各郡の筆頭にくる神社は、その郡においてもっとも早く官社に列せられ、これ以降他の神々が順次記載されていった可能性が高いと考えられている<sup>27)</sup>。そこで砺波郡の場合をみると、高瀬神社が筆頭にくるとともに、すでに宝亀11年に高瀬神が従五位下に叙せられ<sup>28)</sup>、以後他の神々の追従を許さないことから、同神が名実ともに砺波郡を代表する神であることにちがいはない。

しかし新川郡の場合、筆頭にくる神度神社の叙位を確認することはできないが、むしろ式外社としての新川神、賀積神などの叙位が見受けられることである<sup>29)</sup>。この点に関してはすでに指摘されているように、官社と神階との相関関係が必ずしも一様ではなく、むしろ高瀬神社のような類例は極めて稀なものと言える<sup>30)</sup>。また官社に列せられた序列があったとしても、ほぼ9世紀全期における全国的な神階叙位は、それまでの序列の概念に修正を余儀なくさせたばかりではなく、当該期における在地の実質的勢力のあり方を示したことにほかならないことを物語っているのではなからうか<sup>31)</sup>。

このことを立証する上で、婦負郡鵜坂神と砺波郡雄神を例に考えてみよう。まず雄神の初見は延暦14年で、高瀬・二上両神とともに従五位上に叙せられている<sup>32)</sup>。それに対して鵜坂神が従五位上に叙せられたのは、それから50年後の承和12年である<sup>33)</sup>。しかし、従四位下に叙せられたのは雄神が貞観12年であるのに対して<sup>34)</sup>、鵜坂神はそれより10年前の貞観2年である<sup>35)</sup>。

つまり、雄神より遅れて叙位された鵜坂神の神階が逆転し、これ以降貞観4年に従四位上<sup>36)</sup>、同9年に従三位<sup>37)</sup>と昇叙していくのに対して、雄神は元慶3年になってようやく従四位上に叙せられる<sup>38)</sup>ばかりである。このことは、鵜坂神社が婦負郡の式内社の最後に位置し、官社に預かることとなったものの、正五位下ないし正五位上に叙

せられた時点で雄神に勝るとともに、婦負郡におけるもっとも優位に立った神として認知されたこと——官社としての序列とは別の概念で、在地における勢力を得ていったことを物語ることにほかならないものと思われるのである。

このことは官社としての伝統的権威とは異なり、律令制の変質期におけるいわば新興勢力として台頭し、当該郡における勢威を高めていく過程を窺うことでもある。こうした実例として、「譜代重大之家」としての伝統的勢力を有してきた郡司層が9世紀以降、新興郡司層の台頭によって、当該郡における地位を危うくされることと軌を一にしている<sup>39)</sup>。そしてこの神階を昇叙される神々の背景にこそ、そうした新興勢力の存在をかいまみることができるとも思われるのである。いささか迂遠にして冗長な説明になってしまったが、他郡の実例を通して史料の僅少な新川郡の実態に迫ることとしたい。

まず、管見の限りで9世紀までの新川郡における最高位に位置する神は、日置神<sup>40)</sup>である。さらにそれに次ぐものとして、式外社の新川神が挙げられる。賀積・新治両神の消長については、詳かにすることはできないが、新川神に次ぐものとして、雄山神の存在を確認することができる。前述したように雄山神社は、新川郡における官社としてもっとも遅く列せられたと考えられるものの、神階としては9世紀全般を通して一定の勢力を保持しつつ、むしろ上昇傾向にあったと言えるのではなからうか。

各神がどの郡に所在していたか全てを確認することは困難であるが、新川郡の場合、式内社の奉授は日置・雄山・賀積神であるのに対し、式外社は新川・新治・脇子神と想定される<sup>41)</sup>。このことは、9世紀における式外社の台頭が考えられるとともに、式内社にあっても比較的新興のこれら神社が勢力を得てきたことを物語っているものと思われる。

雄山神が当時の式内雄山神社の祭神とすることで問題はないが、同神の初見が寛平元年であることを考えると、越中国全体の中でも比較的遅い段階での叙位であるだけに、郡内で勢力を持ち始めたのは他神よりも、やや遅かったといえるのではなからうか。また越中国内において四位以上の神階を有するものは、史料残存の偶然性はあると想定されるものの、管見の限りでは半数にも満たないことを考えると、雄山神の神階奉授は、9世紀後期段階に限ってみてもかなり優位に立ったであろうことが推定されるのである。

## おわりに

史料の僅少さから憶測を重ねてばかりきたが、以上のように越中国全体あるいは新川郡の中でみると、そこにこれまで窺い知ることのできなかつたことも想定されることを記した。

ただ、現「雄山神社」が雄山神を祭神としていることには一考を要しようが、これまで述べてきた雄山神の神階奉授が9世紀終わりであることを考えるとき、いわゆる立山開山の時期<sup>42)</sup>とオーバーラップすることがいえよう。

こうした背景を論ずることは憶測に終始するが、前述した在地における新興勢力の台頭とともに、天台系勢力の越中進出あるいは中央における新興勢力の越中国司任命・赴任ともけっして無縁のものではなかろう<sup>43)</sup>。

また前述した中で遠江国に雄神の存在を確認したが、土佐国に「正五位上立山神」の存在することも見いだすことができた<sup>44)</sup>。古代における立山神の存在は、これまでまったく触れられることがなかつただけに、今後こうした点との関係についても論ずる機会を得たいと考える<sup>45)</sup>。

## 註

- 1) 正面から扱ったものとしては、広瀬誠「立山雄山神の再検討」(『立山黒部奥山の歴史と伝承』所収、桂書房、1984)が唯一のものである。
- 2) 初出論文は逐一取り上げないが、それらが『北陸古代の政治と社会』(法政大学出版局、1989)に所収されるとともに、木本秀樹「8・9世紀の神階奉授をめぐって——越中在地勢力の再検討——」(北陸古瓦研究会編『北陸の古代寺院——その源流と古瓦——』所収、桂書房、1987)において逐一同氏の研究を紹介しているので、参照されたい。また最近では「式内社分布の歴史的地域性——継体伝承との関係をめぐって——」(『信濃』45—2)において、全国の式内社分布の特質について論じられている。一方、木本秀樹前掲論文でも、高瀬・二上両神の越中国における政治的位置について論じている。なお、神階奉授の全国的な動静については、上田正昭「神階奉授の背景」(『日本古代の国家と宗教 上巻』所収、吉川弘文館、1980)、巳波利江子「8・9世紀の神社行政——官社制度と神階を中心として——」(『寧楽史苑』30、1985)二宮正彦『古代の神社と祭祀』(創元社、1988)、阿部武彦『日本古代の氏族と祭祀』(吉川弘文館、1984)等をはじめ、古典的研究も含めて枚挙に暇がない。



- 3) 新川郡については、史料の僅少さから政治的な面について論じられることは少なかったが、立山町辻遺跡出土木簡をはじめとする、新史料から、新たな歴史像が構成されつつある。
- 4) 雄山神が現「雄山神社」の祭神と強調されるようになったのは、神仏分離令以降のことと想定される。立山＝雄山、立山権現＝雄山神とされるようになったのは近世以降のことであるが、このことのみならず、いわゆる雄山山頂や明治期以後の現「雄山神社」の呼称の事由については、不明としか言えない。
- 5) いわゆる律令制変質期における在地情勢の性格については、註2) 米沢康前掲書参照。
- 6) 志賀剛『式内社の研究』第1巻
- 7) 註5) 前掲書
- 8) 米沢康「越中国をめぐる二、三の問題」(註1) 前掲書所収)、荻野正博・桑原正史「長講法華経後略願文の郡数について——大宝二年越中四郡分割と関連して——」(『新潟史学』14)。
- 9) 註8) 荻野正博・桑原正史前掲論文及び越後国4郡の比定範囲に関する従来の諸研究から考えて、大方の見解は一致している。
- 10) 平成5年度の富山県小矢部市桜町遺跡の調査において、古代北陸道とみられる道路遺構が検出された。これは約50メートルの直線状に伸びたもので、約6メートルの幅を持ち、両側に幅約60～80センチメートルの側溝を有する計画的なものである。そして側溝付近から7世紀後半の須恵器や土師器が検出されていることから、この道路の建設時期を特定することができるものである。またこの遺構を古代北陸道(官道)と想定すると、『延喜式』巻二十八兵部省に規定された砺波郡坂本駅と川人駅想定地の中間に所在することから、位置的にも妥当なものと考えられている。一般的に『延喜式』に規定された駅路は、平安遷都以降に全国的に改変されたものであることが国史等から確認されており、同遺構の成立時期と差異を生ずる。しかし、同遺跡は小矢部川左岸の山麓線上にあり、地形的にも比較的安定した場所であるところから、前述の駅路改変の可能性が低いことも考えられる。とにかく、7世紀後半にこうした計画的な交通路網が設定されていたことは、これまでの推定以上に大宝令成立以前の早い段階で律令制度が一定の成熟をみていたことを物語ることにほかならないのではなからうか。確かに名実ともに、律令制度が整備されたのが大宝律令の制定をもってすることで、大方の支持を得てはいるものの、しかし近年における全国の発掘調査の成果等から、このような見解に対し少しずつ再考を要するようになってきているのが現状である。いわば、飛鳥浄御原令の存在意義や天武・持統期の政治的位置付けについて、今後とも新たな検討を要することとなろう。こうした視点を踏まえて、越中国4郡分割の問題を考

えていくべきものと思われる。

- 11) 古記の成立年代は、天平10年ころと考えられており、大宝令制下においても同様のこととして規定されていたことがわかる。なお同民部省式に触れたものとして数多くの研究があるが、井上辰雄『民部省式』をめぐる諸問題』（『日本歴史』262）等を参照されたい。
- 12) 『万葉集』卷十七 4000
- 13) 本来的には古代における制度史や社会経済史の側面から論じていくべき問題であるが、和歌の解釈からのみこうした問題を取り上げようとするとき、歴史像に無理な点が出てくることは否めないものと思われる。
- 14) 『万葉集』卷十七 4021～4029
- 15) 森田柿園『越中志微』において、『日本三代実録』貞観5年9月25日甲寅条に「雄山神」と記載されているとしているが柿園の見たものは、近世の流布本である可能性が高く、諸写本に「雄山神」の記載のないことから、この点は柿園の失考であろう。
- 16) 『日本紀略』前編二十、なお同日には、熊野神も従五位下に叙せられていることは、両神との関わりを想定する上で一考を要するものであろう。
- 17) 『日本三代実録』同年同日庚辰条
- 18) 『三浦梧郎氏旧蔵田図』
- 19) 『東南院文書』
- 20) 雄神の「雄」の語義が「男」であれば、同神と同郡の式内比売神社の祭神（女神）とが男女対になるとする見解がある。（『富山県史通史編I 原始・古代』富山県 1976）
- 21) 『和漢三才図会』、『立山縁起』（岩嶺寺延命院蔵）、佐藤月窓『立山紀行』など。
- 22) 註20）前掲書など。
- 23) 『金槐集』など。
- 24) 接頭語としての「お」や「お」と「オ」の音の分化が不明瞭になってくる時期以降の「雄」の音とも考えられる。
- 25) 『日本紀略』前編二十
- 26) 雄神川を近世における改修以前の庄川及び野尻川・福光川等の中・上流域と考えると、雄神神社の位置関係とも符合する。
- 27) 宮城栄昌「神社配列法からみた神名式の成立」（『神道学』2、1954）、梅田義彦「神名帳考」・「官社の分布」（『神祇制度史の基礎的研究』雄山閣、1964）。
- 28) 『続日本紀』同年12月甲辰条
- 29) 叙位の過程については、図1参照のこと。
- 30) 註1）上田正昭前掲書によれば、神階奉授と官社化との間には顕著な相関関係はみられ

ず、①神階と官社化が同時の場合、②官社となり、後に神階を奉授される場合、③神階を奉授されて後に官社となる場合とさまざまであることを指摘している。

- 31) いわゆる 8 世紀の律令制成立から展開に至る時期と 9 世紀にわたる変質期においては、その性格に差異の生ずることは否めないものである。特に在地勢力の動静が両期に変化を見せることは、諸史料からも窺われるところであるが、神階と官社化の背景の相違こそが時代相を如実に物語っていると考えられる。
- 32) 『日本紀略』前編十三
- 33) 『統日本後紀』同年 9 月乙巳朔条
- 34) 『日本三代実録』同年 5 月 29 日庚辰条
- 35) 『日本三代実録』同年 5 月 29 日戊寅条
- 36) 『日本三代実録』同年 10 月 9 日甲辰条
- 37) 『類聚国史』卷十六 神祇十六 神位四
- 38) 『日本三代実録』元慶 3 年 10 月 29 日乙酉条
- 39) 米沢康「郡司利波氏の実態とその特質」（『越中古代史の研究』所収、越飛文化研究会、1965）、木本秀樹「越中国官倉納穀交替記をめぐる二、三の問題」（『日本海地域史研究』5 輯、1984）・「越中石黒系図成立に関する試論」（『日本の前近代と北陸社会』所収、思文閣出版、1989）等。
- 40) 『日本三代実録』貞観 9 年 2 月 27 日丁酉条。
- 41) この中で、新治神は現在の黒部市新治神社、脇子神は朝日町脇子八幡宮のほか論社がないため、論旨に特に影響はないと考えて新川郡の諸神として想定することとした。
- 42) 立山開山の時期については、佐伯有若の自署を有する延喜 5 年「佐伯院附属状」（『随心院文書』）や天台座主康済の「越中立山建立」と歿年をはじめとする史実などから、9 世紀半ば以降と想定されている。
- 43) 特に、越中守・介に任命された氏族や越中国司との兼官の官職が何であることを再検討することが課題となろう。
- 44) 『類聚国史』卷十六 神祇十六 神位四
- 45) 「雄山」の名称が如何にして山名となり明治の神仏分離以降の現「雄山神社」の改変につながったのかは詳かではないが単なる偶然ではなく、何らかの必然性が存在したものと想定される。